令和４年１１月１日から

自転車安全利用五則

New!

が新しくなりました！

① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③ 夜間はライトを点灯

④ 飲酒運転は禁止

⑤ ヘルメットを着用

自転車安全利用五則ってなあに？

国の中央交通安全対策会議交通対策本部が、自転車の交通ルールの広報啓発のために定めたものです。

平成１９年に初めて定められ、今回内容が新しくなりました。

どうして変わったの？

道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第３２号）の内容に、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用の努力義務化が盛り込まれたことを機会に改定されました。

どこが変わったの？

乗車用ヘルメットの着用を呼びかける対象が、これまでは子どもに限る内容でしたが、全ての年齢層の自転車利用者に対して呼びかける内容となったことが主に変わった点です。

福井県警察

ルールを守って、安全！安心！自転車ライフ

自転車安全利用五則

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定

RULE 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

❶ 自転車は、車道が原則、左側を通行

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

❷ 歩道は例外、歩行者を優先

道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

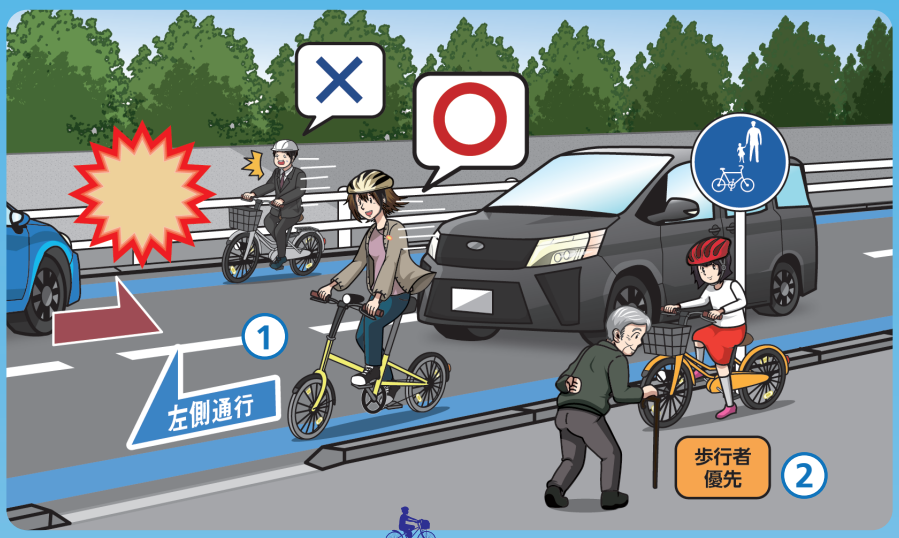

RULE 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では一時停止と安全確認

一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

信号は必ず守る

信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。

RULE 3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

RULE 4 飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です！

自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

RULE 5 ヘルメットを着用

必ずヘルメットをかぶりましょう

事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、
全ての自転車利用者に対して
乗車用ヘルメット着用の努力義務が
課されています。

「自転車指導啓発重点地区・路線」の設定

都道府県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

安全運転

自転車指導啓発重点地区・路線は
各都道府県警察の
ウェブサイトで
チェック！